

社会福祉法人ガジュマル定款

目次

- 第1章 総則（第1条－第4条）
- 第2章 評議員（第5条－第9条）
- 第3章 評議員会（第10条－第16条）
- 第4章 役員及び職員（第17条－第25条）
- 第5章 理事会（第26条－第31条）
- 第6章 資産及び会計（第32条－第39条）
- 第7章 公益を目的とする事業（第40条）
- 第8章 解散（第41条－第43条）
- 第9章 定款の変更（第44条）
- 第10章 公告の方法その他（第45条・第46条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され又はその有する能力に応じ自立した日常生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

（1）第一種社会福祉事業

（イ）特別養護老人ホームの経営

（2）第二種社会福祉事業

- （イ）老人居宅介護等事業の経営
- （ロ）老人デイサービス事業の経営
- （ハ）老人短期入所事業の経営
- （ニ）老人介護支援センターの経営
- （ホ）介護老人保健施設の経営
- （ヘ）認知症対応型共同生活介護事業の経営
- （ト）複合型サービス福祉事業の経営
- （チ）幼保連携型認定子ども園の経営
- （リ）一時預かり事業の経営
- （ヌ）障害福祉サービス事業の経営
- （ル）地域生活支援事業の経営

（名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人ガジュマルという。

（経営の原則等）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮す

る者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字上米多 1896 番地に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員 7 名を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、この委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事 1 名、事務局員 1 名、外部委員 2 名の合計 4 名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 理事長は、選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を、委員に対して説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員 3 名以上が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の 1 名以上が出席し、かつ、外部委員の 1 名以上が賛成することを要する。

(評議員の資格)

第7条 社会福祉法第 40 条第 4 項及び第 5 項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者（租税特別措置法施行令第 25 条の 17 第 6 項第 1 号に規定するものをいう。以下同じ。）の合計数が、評議員総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第8条 評議員の任期は、選任後 4 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第 5 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第9条 評議員に対して、各年度の総額が 400,000 円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第10条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第11条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 事業計画及び収支予算

- (5) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (6) 臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）
- (7) 定款の変更
- (8) 解散及び残余財産の処分
- (9) 合併及び事業の全部又は重要な一部の譲渡
- (10) 基本財産の処分
- (11) 公益事業に関する重要な事項
- (12) 社会福祉充実計画の承認
- (13) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款に定められた事項
（開催）

第 1 2 条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後 3 ヶ月以内に 1 回開催するほか、必要がある場合に、臨時評議員会を開催する。

（招集）

第 1 3 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（議長）

第 1 4 条 評議員会に議長を置く。

- 2 議長は、評議員会の開催の都度、出席した評議員により互選する。

（決議）

第 1 5 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の三分の二以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。

- 4 理事又は監事の候補者の合計数が第 1 7 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

- 5 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

（議事録）

第 1 6 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 評議員会の議長及び会議に出席した評議員のうちから評議員会において選出された議事録署名人 2 名が、これに記名押印する。

第 4 章 役員及び職員

(役員の定数)

第 17 条 この法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事 6 名
- (2) 監事 2 名

2 理事のうち 1 名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、1 名をこの法人の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とすることができる。

(役員の選任)

第 18 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(役員の資格)

第 19 条 社会福祉法第 44 条第 6 項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか一人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が、理事総数の三分の一を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第 44 条第 7 項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊の関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(理事の職務及び権限)

第 20 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 21 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

第 22 条 理事又は監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第 17 条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第 23 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第24条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第25条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長その他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第5章 理事会

(構成)

第26条 理事会は、全ての理事を持って構成する。

(権限)

第27条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第28条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第29条 理事会に議長を置く。

2 理事会の議長は、法令に特段の定めがある場合を除き、理事長がこれにあたる。

(決議)

第30条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について、異議を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第31条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第32条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産及び公益事業用財産の3種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字上米多1896番地1、1897番地1、1898番地1
所在の
鉄筋コンクリート造ルーフィング葺3階建園舎1棟

- (1階1935.84平方メートル、2階1795.78平方メートル、3階1760.43平方メートル)
- (2) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字二本松1868番地、1864番地1、佐賀県 三養基郡上峰町大字前牟田字小坊所1946番地、1949番地、1956番地所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建事務所1棟
(312.65平方メートル)
鉄筋コンクリート造合金メッキ鋼板葺平屋建デイサービスセンター1棟
(433.03平方メートル)
鉄筋コンクリート造陸屋根2階建グループホーム1棟
(1階611.56平方メートル、2階38.28平方メートル)
- (3) 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原字中川原1116番地1、1117番地2所在の
鉄筋コンクリート造陸屋根アザレア園舎1棟
(1階1757.74平方メートル、2階1194.24平方メートル、3階84.43平方メートル)
- (4) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字二本松1864番1所在のプルメリア敷地
(544.51平方メートル)
- (5) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字小坊所1946番所在のプルメリア敷地
(688.72平方メートル)
- (6) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字小坊所1949番所在のプルメリア敷地
(1327.71平方メートル)
- (7) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字小坊所1951番所在のプルメリア敷地
(2170.30平方メートル)
- (8) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字小坊所1953番2所在のプルメリア敷地
(428.76平方メートル)
- (9) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字小坊所1956番所在のプルメリア敷地
(1341.51平方メートル)
- (10) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字二本松1868番所在のプルメリア敷地
(1054.62平方メートル)
- (11) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字小坊所1942番所在のプルメリア敷地
(1466.09平方メートル)
- (12) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字上米多1896番1所在のプルメリア敷地
(8447.43平方メートル)
- (13) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字上米多1897番1所在のプルメリア敷地
(1180.80平方メートル)
- (14) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字上米多1898番1所在のプルメリア敷地
(1935.46平方メートル)
- (15) 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原字中川原1115番1所在のアザレア敷地
(137平方メートル)
- (16) 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原字中川原1116番1所在のアザレア敷地
(4822.50平方メートル)

- (17) 佐賀県三養基郡みやき町大字簗原字中川原 1 1 1 6 番 5 所在のアザレア敷地
(2 6 4 5 平方メートル)
- (18) 佐賀県三養基郡上峰町大字前牟田字上米多 1 8 9 6 番地 1 所在の
鉄骨造り合金メッキ鋼板葺 2 階建グループホーム 1 棟
(1 階 3 0 3. 7 5 平方メートル、2 階 2 9 4. 7 5 平方メートル)
- (19) 佐賀県三養基郡上峰町大字堤字四本谷 1 9 2 3 番 6 所在のひよ子こども園かみみね敷地
(3 8 5 5. 9 1 平方メートル)
- (20) 佐賀県鳥栖市轟木町字一本松 1 5 7 9 番地 1、1 5 6 8 番地、1 5 7 8 番地所在の
木造合金メッキ鋼板葺平屋建居宅介護施設 1 棟
(2 6 3. 4 7 平方メートル)
- (21) 佐賀県三養基郡上峰町大字堤 1 9 2 3 番地 6 所在の鉄筋コンクリート造陸屋根平屋建 1 棟
(7 7 6. 0 4 平方メートル)
- (22) 佐賀県鳥栖市轟木町字一本松 1 5 7 4 番地、1 5 7 5 番地所在の鉄骨軽量鉄骨造スレート葺 2
階建グループホーム 1 棟
(1 階 2 5 6. 7 1 平方メートル、2 階 2 5 6. 7 1 平方メートル)
- (23) 佐賀県鳥栖市轟木町字一本松 1 5 7 4 番所在のフィオーレ敷地
(2 6 5. 0 0 平方メートル)
- (24) 佐賀県鳥栖市轟木町字一本松 1 5 7 5 番所在のフィオーレ敷地
(3 3 7. 0 0 平方メートル)
- (25) 佐賀県三養基郡上峰町大字防所字七本谷 1550 番地 3
- (26) 佐賀県三養基郡上峰町大字防所字七本谷 1550 番地 3 所在の地上 2 階鉄骨鉄筋コンクリート造
(延床面積 901.24 m²)

3 その他財産は、基本財産及び公益事業用財産以外の財産とする。

4 公益事業用財産は、第 4 0 条に掲げる公益を目的とする事業の用に供する財産とする。

5 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 3 3 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を得て、佐賀県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、佐賀県知事の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資(独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。)に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合(協調融資に係る担保に限る。)

(資産の管理)

第 3 4 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第35条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第36条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）

(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書

(6) 財産目録

2 理事長は、前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、その承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第37条 この法人の会計年度は、毎年4月1日始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第38条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第39条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

第7章 公益を目的とする事業

(種別)

第40条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成され、又は自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 居宅介護支援事業

(2) 企業主導型保育事業の運営について

(3) 有料老人ホーム事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の三分の二以上の同意を得なければならない。なお、公益事業に関する重要な事項については、理事総数の三分の二以上の同意及び評議員会の承認を受けることとする。

第8章 解散

(解散)

第41条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第42条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

(保有する株式に係る議決権の行使)

第43条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

第9章 定款の変更

(定款の変更)

第44条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、佐賀県知事の認可(社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。)を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を佐賀県知事に届け出なければならない。

第10章 公告の方法その他

(公告の方法)

第45条 この法人の公告は、社会福祉法人ガジュマルの掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第46条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行なうものとする。

理事長	北村 充男
理事	北村 常子
理事	金納 学
理事	田中 次雄
理事	八谷 洋
理事	吉丸 武利
監事	坂井 秀樹
監事	小島 国広

1	昭和48年 9月27日	法人成立
2	昭和52年 7月20日	一部改正【名称変更】
3	昭和55年 2月16日	一部改正【監事の兼任の禁止】

- 4 昭和58年 9月17日 一部改正【基本財産の追加、基本財産の減少】
- 5 昭和63年12月 6日 一部改正【理事定数の変更、基本財産の増加】
- 6 平成 2年 5月 2日 一部改正
【新規事業の追加、理事定数の変更、基本財産の増加、評議員会設置】
- 7 平成 7年 4月25日 一部改正
【条文の一部改正、新規事業の追加、基本財産の増加】
- 8 平成11年 1月29日 一部改正【新規事業の追加、条文の一部改正】
- 9 平成17年 3月 1日 一部改正
【新規事業の追加、準則改正に伴う条文一部改正、】
- 10 平成19年 1月22日 一部改正
【理事定数の変更、評議員定数の変更、準則改正に伴う条文の一部改正、基本財産の追加、基本財産の減少】
- 11 平成19年 7月31日 一部改正
【準則改正に伴う条文の一部改正、町村合併に伴う町名変更】
- 12 平成21年 4月20日 一部改正【理事定数の変更】
- 13 平成21年10月 1日 一部改正【評議員定数の変更】
- 14 平成22年 4月30日 一部改正
【(資産の管理)条文の追加、(訪問入浴介護事業)条文の削除】
- 15 平成22年12月21日 一部改正【新規事業の追加】
- 16 平成25年12月 6日 一部改正【基本財産の増加】
- 17 平成27年 7月14日 一部改正【新規事業の追加及び基本財産の増加】
- 18 この定款は、平成29年4月1日から施行する。(平成29年2月3日認可)
- 19 この定款は、平成30年4月1日から施行する(平成30年3月9日認可)
【公益を目的とする事業の追加及び追加に伴う条文の一部改正】
- 20 平成31年 2月26日 一部改正
- 21 令和 2年 1月28日 一部改正
- 22 令和 2年 4月 1日 一部改正
- 23 令和 4年 1月18日 一部改正
- 24 令和 4年 4月 1日 一部改正
- 25 令和 5年 4月 1日 一部改正【基本財産の追加】
- 26 この定款は、令和6年4月1日から施行する(令和6年2月2日認可)
- 27 令和 6年 8月 1日 一部改正【基本財産の追加】
- 28 令和 7年 4月 1日 一部改正【基本財産の追加】